

平成15年第4回藤岡市議会定例会会議録（第1号）

平成15年9月3日（水曜日）

議事日程 第1号

平成15年9月3日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営委員会経過報告
- 第 5 諸報告
- 第 6 報告第11号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第 7 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて
(平成15年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第1号)
- 第 8 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第60号 教育委員会委員の任命について
- 第10 議案第61号 藤岡市職員の退職手当に関する条例及び藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第11 議案第62号 藤岡市同和対策審議会条例の廃止について
- 第12 議案第63号 藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第64号 藤岡市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について
- 第14 議案第65号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合理約の変更について
- 第15 議案第66号 市道路線の廃止について
議案第67号 市道路線の認定について
- 第16 議案第68号 平成15年度藤岡市一般会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第69号 平成15年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第70号 平成14年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第71号 平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
議案第72号 平成14年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第73号 平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
議案第74号 平成14年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

議案第75号 平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成14年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第77号 平成14年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定について

議案第79号 平成14年度藤岡市水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番	安田 肇 君	2番	橋本 新一 君
3番	串田 武 君	4番	湯井 廣志 君
5番	斉藤 千枝子 君	6番	三好 徹明 君
7番	反町 清 君	8番	佐藤 淳 君
9番	茂木 光雄 君	10番	松本 啓太郎 君
11番	片山 喜博 君	12番	冬木 一俊 君
14番	神田 省明 君	15番	木村 喜徳 君
16番	針谷 賢一 君	17番	青柳 正敏 君
18番	坂本 忠幸 君	19番	塩原 吉三 君
20番	清水 保三 君	21番	隅田川 徳一 君
22番	大戸 敏子 君	23番	吉田 達哉 君
24番	久保 信夫 君		

欠席議員（1人）

13番 金子 勝治 君

説明のため出席した者

市長	新井 利明 君	助 役	関口 敏 君
収入 役	堀越 清 君	教 育 長	岡田 要 君
企 画 部 長	中易 昌司 君	総 務 部 長	齋藤 稔一 君
市民環境部長	塚越 正夫 君	健康福祉部長	宇留間 修次 君
経 済 部 長	荻野 廣男 君	都市建設部長	須川 良一 君
上下水道部長	堀口 寿 君	教 育 部 長	金井 秀樹 君
監 査 委 員	小林 勇 君	監 査 委 員	塩原 吉三 君
監 査 委 員	水越 清 君		
事 務 局 長			

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	青柳 孝之	参事兼議事課長	田島 均
課長補佐兼 議事係長	宮澤 正浩		

開 会 の あ い さ つ

議長(松本啓太郎君) おはようございます。議会開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

朝夕めっきり涼しさを感じさせる季節となりました。本日、平成15年第4回藤岡市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、全員に近いご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、報告2件、諮問1件、議案20件でございます。いずれも市民生活に直結する重要案件でございますので、慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして、円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。まことに簡単でございますが、開会のあいさつにかえさせていただきます。

なお、残暑厳しい折、軽装で議会に臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

開 会 及 び 開 議

午前10時開議

議長(松本啓太郎君) 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成15年第4回藤岡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長(松本啓太郎君) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月18日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月18日までの16日間と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長(松本啓太郎君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において7番反町清君、8番佐藤淳君、9番茂木光雄君を指名いたします。

第3 市長発言

議長（松本啓太郎君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 平成15年第4回藤岡市議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙のところご出席いただき、心から御礼申し上げます。

記録的な冷夏により、コメをはじめとする農作物や消費経済にさまざまな影響を及ぼし、長期に及ぶ景気低迷に加え、なかなか明るい話題が見出せない状況が続いております。このような状況にもかかわらず、自治体行政は今、戦後最大の転換期を迎えております。現在、進められている市町村合併は、昭和の大合併後の生活圏や経済圏の拡大等をはじめとする経済社会の変貌、著しい少子高齢化の状況を踏まえて、今後、地方分権の担い手にふさわしい適正規模、適正人口を有する自治体を形成していかなければなりません。

また、一方では、国と同様、税収の落ち込み等による厳しい財政状況に対応するため、今後、より一層の行財政改革を推進する必要があります。職員のすべてがコスト意識を持って事務事業に取り組み、効果的かつ効率的な行財政運営を進め、多様化する行政需要や市民ニーズにこたえていきたいと思っています。藤岡市の将来に明るい展望を持てるように、また市民がより健康で明るく心豊かな生活が送れるよう、今後とも諸課題に積極的かつ柔軟に取り組んでまいり所存であります。今後とも議員各位の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

本議会に提案申し上げましたのは、報告2件、諮問1件、議案20件であります。いずれも市民生活に関連した重要なものでありますので、慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長（松本啓太郎君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 反町 清君登壇）

議会運営委員会委員長（反町 清君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について、報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により9月1日委員会を開催し、本日招集となりました平成15年第4回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いにつきまして、今定例会に提案されますものは、報告2件、諮問1件、議案20件であります。それぞれ日程に従い諸報告後、日程第6、報告第11号については単独上程、報告のみとし、日程第7、報告第12号と日程第8、諮問第1号の2件、日程第10、議案第61号から日程第14、議案第65までの5件、日程第16、議案第68号及び日程第17、議案第69号の2件、計9件については単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第9、議案第60号については単独上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し、即決願います。日程第15、議案第66号、議案第67号については一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第18、議案第70号から議案第79号までの平成14年度決算認定10議案については、一括上程、提案理由の説明、監査委員の監査報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

次に、9月12日、議事日程(第2号)一般質問は9名の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期については、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日から18日までの16日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程について申し上げます。本日はこれより議事日程に従い議事を進め、議案の付託まで行い、9月4日から11日まで休会とし、この間において決算特別委員会を開催し、付託議案の審査を願います。9月12日と9月16日は本会議を開き、一般質問を行い、9月13日から9月15日までと9月17日休会、9月18日に本会議を開いて、付託議案に対する委員長報告を願ひ、質疑、討論、採決をして、今定例会を閉会することに決定いたしました。

次に、休会中の委員会の日程について申し上げます。9月9日と9月10日に決算特別委員会を午前10時から第1委員会室で開催することに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長(松本啓太郎君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第5 諸報告

議長(松本啓太郎君) 日程第5、諸報告をいたします。

金子勝治君から9月1日、病気療養のため今定例会に出席できない旨の欠席届が議長宛に提出されておりますので、ご報告いたします。

その他につきましては、事務局長に報告いたさせます。事務局長。

事務局長(青柳孝之君) 報告申し上げます。

初めに、監査委員より平成14年度5月分及び平成15年度5月、6月、7月分の例月出納検査報告書が議長宛に提出されております。それぞれ議員控室に備えてございまして、ごらんいただきたいと思います。

次に、今期定例会に提出されるものは、報告2件、諮問1件、議案20件でございます。

次に、前期定例市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りいたしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

第6 報告第11号 専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

議長(松本啓太郎君) 日程第6、報告第11号専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 報告第11号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により、議会において特に規定された事項として専決処分したことについて、同法第180条第2項の規定に基づき、ご報告するものでございます。

内容につきましては、平成14年8月11日、藤岡市白石地内の市道5272号線を走行中、道路用地に出ていたコンクリートぐいに接触し、車両右後部に損害を与えた車両物損事故にかかる賠償金の額を定めることについてであります。また、損害賠償金につきましては、損害を与えた車両修理を賠償責任保険で充ちたいと思いますので、あわせてご報告申し上げます。

以上、ご報告とさせていただきます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第11号について報告を終わります。

第7 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて

(平成15年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第1号)

議長(松本啓太郎君) 日程第7、報告第12号専決処分の承認を求めることについて(平成15年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) 報告第12号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成15年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第1号)は、前年度の精算で支払基金から受領した老人事務費交付金の概算交付額が実績を超過し、この精算金を8月14日までに返還するため、地方自治法第179条第1項の規定により、8月4日付で専決処分をさせていただいたものであります。

今回の補正は、第1条に示してございますとおり、歳入歳出それぞれ1億154万7,000円を追加し、総額を49億2,087万2,000円とするものであります。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第3款の諸支出金、第1項償還金で、前年度老人保健審査支払事務費交付金の超過分を社会保険診療報酬支払基金等に返還するために163万7,000円、老人医療給付費県負担金の超過分を県へ返還するために415万8,000円、第2項繰出金では、一般会計繰出金で9,575万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入のご説明を申し上げます。第1款の老人保健医療費交付金精算金で1,991万1,000円、第2款老人医療費給付費等国庫負担金精算金で2,098万3,000円、第5款の繰越金で6,065万3,000円を追加するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第12号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、報告第12号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第12号専決処分の承認を求めることについて(平成15年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第1号)本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、報告第12号は原案のとおり承認されました。

第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長(松本啓太郎君) 日程第8、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の推薦について前橋地方法務局から依頼があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。高田早苗氏は藤岡市三本木に居住されており、昭和23年生まれの55歳であります。主な経歴を申し上げますと、昭和42年に群馬県立藤岡高等学校を卒業後、民間企業等に勤務の後、昭和51年に高田建材を設立され、現在、代表取締役として活躍されております。また、昭和52年から藤岡市消防団員として地域住民の生命・財産の安全保護に献身的に精励されるとともに、平成7年から本年の3月まで消防団長としても大変ご尽力をいただいております。地域の信望も厚く、社会実情にも通じており、人権擁護委員として適任と思われま。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、諮問第1号は異議ない旨、回答することに決定いたしました。

第9 議案第60号 教育委員会委員の任命について

議長(松本啓太郎君) 日程第9、議案第60号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議案第60号教育委員会委員の任命について、ご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により教育委員の任期は4年と定められており、9月30日をもって川端四郎氏が任期満了となります。その後任として、齊田秀城氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。齊田氏は藤岡市篠塚に居住されており、昭和15年生まれの63歳であります。主な経歴を申し上げますと、県立前橋公共職業補導所、現在の前橋産業技術専門学校を卒業後、民間企業に就職し、現在は高崎市にあります株式会社モテキに専務取締役として勤務されております。

す。この間、西中学校のPTA会長及び市PTA連合会副会長をはじめ、美土里地区子供会育成団体連絡協議会会長やあけぼの保育園理事長を歴任され、教育や子供たちの健全育成にご尽力をいただいております。また、第46区の区長をされるなど、地域の信望も厚く、人格・識見高く、教育委員として適任者であると思います。

以上、簡単でありますが提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議 長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第60号教育委員会委員の任命について同意を求めめるの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第60号教育委員会委員の任命について同意を求めめるの件は、これに同意することに決しました。

第10 議案第61号 藤岡市職員の退職手当に関する条例及び藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

議 長（松本啓太郎君） 日程第10、議案第61号藤岡市職員の退職手当に関する条例及び藤岡

市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 齋藤稔一君登壇)

総務部長(齋藤稔一君) 議案第61号藤岡市職員の退職手当に関する条例及び藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、国において雇用保険法が改正され、失業者に対する各種の給付について多様な早期就職促進のための給付として就業促進手当が設けられました。このことに伴い、市職員についても雇用保険法における失業給付と同様の水準で支給できるよう失業者の退職手当に関する規定を改正するものです。また、退職手当の支給水準を引き下げる改正につきましては、職員の給与は昨年度に人事院勧告に基づき、官民給与の格差を是正するための引き下げを実施したところですが、今回、国において民間企業退職金実態調査の結果を踏まえ、退職手当の支給水準についても官民格差の解消を図るため、国家公務員の退職手当法の改正が行われましたので、市においても国に準じて支給水準の改正をするものです。

内容につきましては、現在、設けられている退職手当支給の際の調整率を100分の6ポイント引き下げるものですが、1年間は経過措置として100分の3ポイント、翌年100分の3ポイントを引き下げることとして、退職手当の支給水準を引き下げるものです。施行期日につきましては、平成15年10月1日からとなりますが、退職手当の支給率の改正につきましては、改正の日から1年間は調整率の引き下げを100分の3とする経過措置を設けるものです。なお、附則第2項の長期勤続年数の換算の規定については、平成16年10月1日からお願いするものです。

以上、簡単であります提案の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

- 4番(湯井廣志君) 雇用保険の関係は異論はございませんけれども、退職手当の関係でちょっとお聞きしたいのですが、国の方針でこのようになったというのはわかりますが、県の方の人事委員会も同じような決定をしているのか、お伺いいたします。また、退職手当の関係で内容を精査しますと、職員の不利益になるような状況になっておりますので、当市の職員組合にも同じような内容を提示して意見を求めたのか、その点もお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 総務部長。

（総務部長 齋藤稔一君登壇）

総務部長（齋藤稔一君） 1点目の県人事委員会の関係でございますが、この関係は、ご案内のように国から県を通じて市町村に連絡がございます。そうした中で、給与改定等も含めまして、こうしたものは県の主催の人事委員会の会議において調整会議が図られております。そういうことで、県は当然ながら国の方針に従って対応していく、各市町村もそれに準じて対応する、こういうことであります。

それから、2点目の組合関係であります。この関係につきましても、当然、我々に総務省から通知が来るといふことと同様の形で、組合についても組合独自の情報が流れております。そういうことで、過日、組合という一つの形ではありませんが、組合長ともこの辺の意見交換はしております。まさに職員に不利益になることでありますけれども、現在の諸情勢を見たときに、国の方針に従って対応するのが藤岡市の職員の一つの努め、対応と思っております。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第61号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第61号藤岡市職員の退職手当に関する条例及び藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第62号 藤岡市同和対策審議会条例の廃止について

議長（松本啓太郎君） 日程第11、議案第62号藤岡市同和対策審議会条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 議案第62号藤岡市同和対策審議会条例の廃止について、ご説明申し上げます。

国におきましては、同和対策事業の施行に当たり、昭和44年に同和対策特別措置法が10カ年の時限立法として制定されました。この法律は昭和54年に3年間延長となりまして、昭和57年には5カ年の時限立法といたしまして地域改善対策特別措置法に改正され、また昭和62年には現在の地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が5カ年の時限立法として制定され、さらに平成9年3月、同法の一部改正法により、平成14年3月31日の法期限つきで改正され、そして平成14年3月31日をもって、この法律が終了することになりました。

33年間にわたり法に基づき各種同和対策事業が国において展開されてきましたが、平成9年以降につきましては、平成8年7月、同和問題の早期解決に向けた今後の方策について閣議決定され、それを受け、特別対策を一般対策に円滑に移行させる法的措置と同和問題に関する事業につきましては、人権教育、人権啓発の事業に再構築して推進されてきました。地対財特法につきましては、その使命が達成されたことで、平成14年3月31日をもって、国におきましても同和関係特別対策が終了されました。

市の同和対策事業につきましては、昭和44年から平成8年までの間の環境改善事業といたしまして、地区道路改良拡張舗装工事、下水・排水路新設工事など、農業基盤整備事業として農業用の配水路、農道整備事業、また農業生産基盤整備事業などの物的事業を実施してまいりました。かなりの改善がされ、成果をおさめることができたと考えております。非物的事業の心理的な同和問題につきましては、今後は人権という大きな枠の中で、人権意識の普及、人権感覚の高揚を図り、人権の啓発、人権教育等をさらに取り組んでいくこととなります。

本議案は、これらの経緯を踏まえて藤岡市同和対策審議会に諮問し、審議会の廃止について検討いただきました結果、その使命を達成したことから、廃止との答申を受け、今回、上程させていただいたものでございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い

申し上げます。

議 長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第62号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第62号藤岡市同和対策審議会条例の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

第12 議案第63号 藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議 長（松本啓太郎君） 日程第12、議案第63号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 議案第63号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本議案は、藤岡市同和対策審議会条例の廃止に伴い、その会長及び委員について、藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例から削除するため上程す

るものでございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第63号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第63号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

第13 議案第64号 藤岡市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

議 長（松本啓太郎君） 日程第13、議案第64号藤岡市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

（教育部長 金井秀樹君登壇）

教育部長（金井秀樹君） 議案第64号について提案説明をいたします。

藤岡市立保育料徴収条例の一部改正について、現在、藤岡市内には公立幼稚園1園、私立幼稚園5園があります。近年の少子化に伴い、各園とも定員の確保が大変厳しい状況にあります。このような背景から、藤岡市行財政改革検討委員会において、北ノ原幼稚園を

5年以内に廃園するという中間報告が出されました。その後、保護者からの存続の要望が出されまして、行革の検討委員会の最終報告では、見直しということになりました。これを受けまして、平成15年2月に公立北ノ原幼稚園検討委員会を設置し、園の運営について検討してまいりました。その結果、入園料・保育料の保護者負担額が、公立幼稚園と私立幼稚園での格差が大きいこと、県内で公立幼稚園を設置している8市の中でも、最も低額であることから、これらの格差の是正を図ることが北ノ原幼稚園運営の改善につながるものと考え、見直しを行ったものであります。その結果、保育料の是正と入園料の新規徴収の併用の形で検討いたしましたが、現在、在園している保護者への負担を考慮いたしまして、平成16年度の入園児より、入園料だけを徴収することにいたしました。なお、入園料の額については他市の徴収額の最も低額とし、保護者の負担をできるだけ抑える形で設定したものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

清水保三君。

20番（清水保三君） この問題は、公立という重要な役目を果たす幼稚園だというふうに思うのです。そういうところが入園料をまず取るということになっていきますと、この波及的な弊害が各園に生まれてくるのではないかと。各園でどこまで取ってくるかわかりませんが、そういう意味で、公立というのはなるべく安く抑えていく。そして、他の園に影響が行かないような方法をとるべきだというふうに1つは思うのです。このことによって、もし他園に影響するというようなことが出てきますと、当然、父母負担が多くなっていくわけですから、そういう意味で、私は賛成しかねます。

以上です。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 公立北ノ原幼稚園の保育料徴収条例の一部改正なのですが、私はこの提出議案についてどうのこうのということではなく、北ノ原幼稚園の将来を含めた今ある問題について質問いたしたいと思っております。北ノ原幼稚園は先ほど部長がおっしゃったように市の検討委員会において財政が大変厳しい状況にある、徹底した行政改革を行わなければならないということで、今の時代は行政で行うべきことは行政で、民間で行うべきことは民間でとの考えに基づきまして、たくさんある藤岡市の赤字施設の中で、北ノ原幼稚園を平成20年度以降廃止、または民営化するという事になったのだと思っております。

北ノ原幼稚園の平成15年度の予算を見ますと、収入は園児1人当たりで5,200円の保育料で、63名ですから収入合計が393万円、支出が4,320万円、約4,000万円もの赤字が出ているわけでございます。この北ノ原幼稚園は4,000万円のほとんどが人件費ということで、全体の91%に及んでいるわけでございます。教諭1人当たりの賃金も、北ノ原幼稚園では652万円、藤岡の私立幼稚園では約半分の300万円で済んでおります。地方自治法第2条の第13項には、地方公共団体は最小の経費で最大の効果を上げなさいとされており、これは地方自治法の本旨に沿ったものとは到底言えません。また、北ノ原幼稚園に通う園児は現在63名ですから、4,320万円の予算で63名ということは、市立幼稚園に通う子は1人当たり70万円もの手厚い教育保護を税金で受けて、私立保育園に通う子は県の補助と親の支払う保育料とわずかな藤岡市の補助しか受けていないのが現状だと思っております。これは同じ藤岡市民、園児として、教育に対する差別を受けているのではないのでしょうか。不公平ではないのですかと思っております。

私は藤岡市の私立幼稚園の状況を調査いたしましたところ、藤岡幼稚園は定数が100人のところ74人、サムエル幼稚園が定数80人のところを26人、三夜幼稚園が120人のところを71人、くまの幼稚園と藤岡開成幼稚園はかろうじて入園者が定数に達している状況になっております。園児数は将来の少子化により、ますます減るものと思われま。現在、この私立幼稚園全体で620人のところを入園者は491人、約79%の状況になっております。

この北ノ原幼稚園でございますが、昭和47年4月1日に開園されましたが、その当時の市長である神田市長が、北ノ原幼稚園を開園するに当たり、当時の私立幼稚園に足を運ばれまして、私立幼稚園の園児数に影響を与えるようなことになった場合は、直ちに北ノ原幼稚園を廃止します。また、2年保育、3年保育はいたしませんと言って幼稚園に確約しております。現在、藤岡・サムエル・三夜の3園は大変な経営状況だそうです。藤岡市の園児教育のため、給与にこだわらず、教諭自らの提示賃金によってやっと経営しているそうでございます。

藤岡市の行政は、これからの行政改革の推進とか地方分権の実現等々、かつて経験したことのない厳しい時代を生きるわけでございます。現在より将来はなお一層厳しい時代であろうことが予想されます。厳しい時代を生き抜くためには、従来のあり方を踏襲するのではなく、日々に変革を進めるといった市長、行政の強い気迫と努力が求められるものと思っております。藤岡市の園児教育の将来を考える、こんな大事なことを、北ノ原幼稚園の保護者の要望で存続が決定される、こんなことでは本当の行政改革なんてできるわけではないと思っております。私はこのような小手先の考えをせずに、大きな体系のもとで藤岡

市の将来の園児教育を考えた上で、民でやるべき幼稚園経営を基本とした、少子化により厳しい運営の民間幼稚園に、北ノ原幼稚園を廃止して、その予算の半分を助成することによっても、1園当たり440万円もの補助が出るわけでございます。こうして生きた金を使うことができると思っております。5年後、平成20年まで北ノ原幼稚園の存続をしただけでも、経営者とすれば約2億円の赤字が出るわけでございます。

市長、教育長にここでお願いいたしますが、第1点として、なぜ行財政改革を無視してまで、民間の幼稚園経営を圧迫してまで、北ノ原幼稚園を存続させたいのか。第2点として、今後、私立幼稚園の助成を増やす考えはないのか。3点として、当時の神田市長の経営に影響を与えた場合には廃止しますという確約は無視していいほど軽いものなのか。第4点として、藤岡市の将来を考え、北ノ原幼稚園を廃止または民間委託にしていく考えはないのか。以上の点をお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 教育部長。

（教育部長 金井秀樹君登壇）

教育部長（金井秀樹君） お答えいたします。

幾つか質問事項がありましたが、前後するかもしれませんが、ご了承いただきたいと思えます。

まず、費用対効果のことをおっしゃいました。私は担当として、行革の中で出た意見ではありましても、やはりそこに通う園児、あるいは保護者の意見というものも尊重しなければならぬということで、廃止はできるだけ避けていきたいということで検討いたしました。したがって、おっしゃるように費用対効果の点から考えるとご指摘のような点もあるかもしれませんが、要望がある以上は、やはり検討していかなければならないというふうに思っています。

それから、今後の問題でございますが、当然、全体を考えたときに、官が、いわゆる公が民の仕事を侵すことのないようにということにつきましては、私も同じような考えを持っております。ただ、官がやることによって予算もその中にあるわけです。例えば子供が預けやすい、宗教とかいろいろな問題がなく、公立なら預けやすいということもございません。そういった意味でも意義はあるものと思っております。

それから、私立の幼稚園の補助金という形でございますけれども、これは基本的には国の制度が半分あります。それから、園の経営についての補助金は市の単独でございます。こういう状況から、それぞれの実態にあわせた補助金の制度も見直すことで検討はしてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、北ノ原幼稚園につきましては入園料をいただくことにし、今後の動向を踏まえながら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（松本啓太郎君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ただいまの議員のご指摘でございますが、ただいま教育部長が答えましたように、官が民の経営を圧迫していかないようにするという基本的な理念はずっと持っていきたくております。私立の補助金につきましても、ただいまの状況では国・市の補助金があります。これが多い少ないという議論はさておきまして、しっかりと官が私立の運営につきましても目を見開いていかなければいけないという状況ではあると思います。今後の少子化の問題を踏まえ、しっかりと研究をしていくべきだというふうに考えております。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） 前任の議員の質問の中にあつたのですけれども、行財政改革検討委員会の中で、5年以内に廃園という方向性が出た。この方向性を出す議論の過程の中で、父兄の意見も取り入れた上でそういう方向性が出たと思うのです。まず1点、意見を取り入れながらやっていったのか。なおかつ、要望が出たから、はい、ではそれを取り消します、存続の方向に向かいます、これはあまりにもずさんというか、打算的な方向性の出し方ではないかと思うのですけれども、この2点についてお答え願います。

議長（松本啓太郎君） 教育部長。

（教育部長 金井秀樹君登壇）

教育部長（金井秀樹君） お答えいたします。

5年ぐらいで廃園というのは、行財政改革検討委員会の委員で検討した中間的な報告でした。この中間報告の過程で、ちょっと申し上げにくいのですが、保護者の耳に入り、あるいは議員の耳にも漏れていったということだと思います。そうしたことから、保護者が急遽、5年以内に廃園と急に言われても、私たちの心の用意もありますし、さっき言いましたように公立の予算もあるので、ぜひ市長、存続してほしい、ということもありました。その経過がございます。したがって、最終報告では見直しをなさいという報告になっております。ですから、中間報告の段階で外へ出たものですから、あたかも5年以内に廃園というふうにとられましたけれども、最終報告の中では見直しをしてくれという状況でございました。

そこで、先ほど提案説明でも申し上げましたが、担当者、あるいは幼稚園の教諭とも話をしまして、まず基本的には入園料をいただくことで存続していこう。それから、ある意

味では努力をしながら、これから障害者の受け入れの問題とか、いろいろ考えられますので、公立のよさをそこで広めていきたいというふうに思っております。最後に、機会がございましたので、保護者に存続を前提として私どもは考えますけれども、入園料や保育料については見直しをさせていただかなければいけないという話をしたときに、特に大きな反対もございませんでした。そういうことで今回、提案させていただきました。

以上です。

議 長（松本啓太郎君） 木村喜徳君。

- 1 5 番（木村喜徳君） 会議の内容と方向性が出たということはよくわかりました。ということは、幼稚園なり民間の方が利用しているものを廃園なり存続するなり、大切な意思決定をする場合に、あらかじめそういう方々の意見というのは、行財政改革検討委員会では予備調査などを全然しないというわけですか。それで、自分たちの意見や考えで物事を決めて、なおかつ、それが中間的な発表の中で利用者に漏れた、また議員に漏れた、どういう圧力がかかったのか知らないですけれども、その場ですぐ入園料を取って方向転換に動く、いかにも安易な中間発表だと思ふのです。中間発表の前にもっときちんと議論をして、先ほどの民間の圧迫云々もありますし、行政の考え方というのはきちんとした中間発表イコール最終発表に行くべきではないですか。私はその辺で、先ほど言ったように、民間の方々の利用しているものの廃園や存続など、大事なことはあらかじめ行財政改革検討委員会で今後は意見を取り入れながらやっていくのが私は常道だと思います。今までの行財政改革検討委員会の中では、メンバーだけの意見でやっていて、外部の意見というのを前もって調査なりやったことはないのですか。

議 長（松本啓太郎君） 教育部長。

教育部長（金井秀樹君） お答えいたします。

行財政改革の見直しの全体のことにつきましては、企画部あるいは総務部の方でお答えがあると思いますけれども、中間報告がなぜ外へ出たかという問題につきましては、実は職員の身分のことにかかわりますので、職員課が事前に職員組合を通じまして廃園になった場合の先生方をどういう形でという相談をした、これがきっかけで外に話が出たというふうに私は聞いております。したがって、行革の中で北ノ原幼稚園だけをとらえてみれば、当然、職員の身分、あるいはそこに携わる方々、いわゆる保護者などの皆さんには、最終決断をするときには意見を聞くべきでありますし、現実には保護者の会でもこの話はさせていただきました。したがって、入園料・保育料等の見直し、最終的には入園料という形にいたしましたけれども、そういう中でも、特に保護者の負担を軽減する意味で、入園料だけを来年度から取らせていただくというふうに教育委員会は考えましたので、ご理解をいただきたいと思ふます。

以上です。

議 長（松本啓太郎君） 木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） 私が言っているのは、漏れたとか云々ではなくて、委員会の中できちんとした意思決定というのが中間でありながら出た。これを、先ほど保護者の皆さんに漏れたとか、議員に漏れた、それですぐ方向転換をするというのが、いかにも安易ではないかと私は言っているのです。これだけ言っておきます。

議 長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第64号藤岡市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

第14 議案第65号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更について

議 長（松本啓太郎君） 日程第14、議案第65号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） 議案第65号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更について、ご

説明申し上げます。

今回の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係自治体の協議により定めるものとされており、本議会において議決をお願いするものであります。

まず、変更の第1点目は、第3条の共同処理する事務のうち、交通災害共済に関する事務を廃止するものでございます。この事務は、昭和43年に多野藤岡交通災害共済市町村組合において事業が開始され、昭和49年に同組合を広域組合へ統合し、以来35年が経過しております。発足当初は任意保険未加入の車両の割合も高く、保険による救済を受けられない被害者支援の相互扶助制度として有意義な事務でありました。しかし、近年は加入率の低下傾向が続いており、また給付においては事故件数、見舞金額とも増加傾向が続き、会費収入に対する見舞金支給額は毎年500万円ほどの支出増となっております。この不足財源には財政調整基金を取り崩し充当しておりますが、財政調整基金も数年のうちには底をつくと試算されます。県内においても2組合が既に廃止しており、他の2組合でも廃止を検討している状況であります。また、最近の民間保険等の充実により、交通災害共済事業は所期の目的を十分に達成したと考えられますので、共同処理する事務のうち交通災害共済に関する事務を今年度をもって廃止するものであります。

次に、第2点目は、規約第12条の経費財源についてであります。交通災害共済加入者の掛金を削除するものでございます。

次に、第3点目は、規約第14条の会計についてであります。交通災害共済に関する事務の廃止に伴い、号を繰り上げたことにより改正するものでございます。

なお、附則で経過措置を設け、制度廃止後も見舞金の給付事務については最長で平成18年3月31日まで行うこととなります。また、事業終了後に余剰金等、処分を必要とする財産が生じた場合には、組合の一般会計に繰り入れ、財政調整基金として積み立てる方法での処分を行うものであります。

以上、簡単ではございますが提案説明といたします。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

茂木光雄君。

- 9番（茂木光雄君） 議案第65号ですけれども、今の部長の説明で、交通災害共済の給付が非常に多くなり、加入率が低下しているという中で、財政調整基金が最終的に平成15年度末で残る金額については、大体どのぐらいが財調として残る予定なのか。さらに、平成18年3月31日までは経過措置としてある程度の見舞金の給付を行うというふうになって

おりますけれども、平成16年4月1日で廃止した以降の事務の取り扱いと、その後の見込まれる給付の額について、どういう見込みがあるのかの2点をお尋ねいたします。

議長（松本啓太郎君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） お答えいたします。

最初の財政調整基金につきましては、今年度末の予定といたしましては約4,600万円ぐらいになる予定でございます。今年度の取り崩し予定額が、このほかに758万円ほどございます。次に、2点目として事務の取り扱いにつきましては、広域組合の現状体制の中で対処いたします。また、今後の給付額の見込みでございますけれども、これは結果が出てからのお話になりますので、今から予測することは難しいと思うのですが、過去の例からいきますと、予算額に対して大体500万円ないし600万円が毎年増加傾向となっている。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 1年間の給付額の総額を聞いていなかったのですが、500万円ほど追加が出るという形になりますけれども、平成16年4月1日以降は共済の掛金が入ってこないわけですから、4,600万円の財調の中で、きちとした見舞金等の給付が行われていけるのかどうか。平成14年度の1年間の給付額の総額、そして平成15年度の総額の見込み、それと平成16年度の年間の金額、これも見込みですが、そうした中で、この財調については、平成16年3月31日をもって廃止した中で、きちとした財務処理が最終的に行われるというある程度の予想が見込まれるのかどうかをお尋ねいたします。

議長（松本啓太郎君） 企画部長。

企画部長（中易昌司君） お答えいたします。

平成14年度につきましては約4,000万円が給付額でございます。平成13年度につきましては約4,600万円が給付額となっております。また、会費につきましては、平成14年度は約3,700万円、平成13年度が約3,900万円でございます。なお、平成15年度の加入率につきましては、63.8%となっております。また、平成15年度、16年度につきましては、とりあえず平成15年度の取り崩し額が760万円となっておりますから、平成16年度に例えば同額になったとしても、十二分に間に合うと思っております。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 状況は大体わかりました。そうすると平成16年3月31日までのけがな

どで、実際には今の部長の説明で、何とか財調をもって終了まではいける見込みであるということでは理解できました。こういった中で、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合については、いろいろな組織のいろいろな改編を含めた環境衛生組合等の合併等も視野に入れて、こういったいろいろなものを行っているのか、最後にお尋ねして終わります。

議長（松本啓太郎君） 企画部長。

企画部長（中易昌司君） お答えをいたします。

すべてにわたりましては、現在、研究検討中でございますが、交通災害につきましては平成15年度をもって募集を締め切る。それと、広域組合と環境衛生組合については、合併・統合を控えた研究をしているところでございます。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第65号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

第15 議案第66号 市道路線の廃止について

議案第67号 市道路線の認定について

議長（松本啓太郎君） 日程第15、議案第66号市道路線の廃止について、議案第67号市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第66号市道路線の廃止について、ご説明申し上げます。今回、ご提案申し上げます市道路線の廃止は、1件1路線でございます。市道4087号線でございますが、寄付行為に伴い、路線の廃止を行い、再編成する必要がありますので、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第67号市道路線の認定について、ご説明申し上げます。今回、ご提案申し上げます市道路線の認定は、3件9路線でございます。初めに、市道4087号線でございますが、寄付行為による路線の再編成の必要が生じたための道路であります。次に、市道4662・4663・4664・4665・4666号線及び市道4667号線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき、市が寄付を受けた道路であります。次に、市道6681号線及び市道6682号線でございますが、市営住宅みどり団地内の道路であります。以上3件9路線を管理していくに当たり、路線認定をする必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。

慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第66号市道路線の廃止について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第66号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第66号市道路線の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号市道路線の認定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第67号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第67号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

第16 議案第68号 平成15年度藤岡市一般会計補正予算(第1号)

議長(松本啓太郎君) 日程第16、議案第68号平成15年度藤岡市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議案第68号平成15年度藤岡市一般会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で示しましたとおり、歳入歳出それぞれ5億9,733万4,000円を追加し、188億4,333万4,000円とするものであります。当初予算と比較しますと、3.3%の伸びとなっております。

次に、第2条の地方債であります。第2表のとおり、変更として毛野国白石丘陵公園整備事業外1件であります。

なお、今回の補正では、厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源を重点的・効率的に配分するとともに、行財政改革の一環として地方債の繰上償還を計上いたしました。細部については助役より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 助役。

（助役 関口 敏君登壇）

助役（関口 敏君） 引き続きまして、事項別明細について歳出から主なものをご説明申し上げます。

最初に、第2款総務費では、第1項総務管理費、第3目事務管理費の電算情報管理対策として79万9,000円、第6目財政管理費の職員退職手当基金積立金で7,000万円、第7目財政管理費の機械警備委託料で56万7,000円、第9目企画費の蛇喰溪谷木さく設置工事で920万9,000円、第2項徴税費、第3目収納徴収費の市税過誤納還付金及び還付加算金で1,000万円をそれぞれ追加。

次に、第3款民生費では、第1項社会福祉費、第10目老人センター管理費、第15目栗須の郷運営費、第16目市民プラザ運営費、また第4款衛生費では、第1項保健衛生費、第8目コミュニティーセンター管理費のレジオネラ菌浄化・除菌装置設置工事で926万8,000円を追加。

次に、第6款農林水産業費では、第1項農業費、第7目土地改良費の揚水機場改修工事等で2,300万円を追加。

次に、第8款土木費では、第2項道路橋梁費、第2目道路維持費の市道維持補修工事等で1,079万6,000円、第3目道路新設改良費の道路改良工事等で2,440万円をそれぞれ追加。第4項都市計画費、第3目公共下水道費の下水道事業特別会計繰出金で2,270万5,000円を減額。第5目公園費の毛野国白石丘陵公園整備事業で3,359万9,000円を追加。

次に、第10款教育費では、第2項小学校費、第1目学校管理費の学校施設整備工事で1,723万4,000円、第4項教育諸費、第1目教育振興費の奨学資金貸付金で616万円、第6項社会教育費、第6目公民館費の神流公民館空調設備改修工事等で1,749万7,000円をそれぞれ追加。

次に、第12款公債費では、繰上償還に伴う元金償還金で3億6,313万5,000

円を追加。利子償還金で940万4,000円を減額するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入の主なものを申し上げます。

第8款地方交付税では、普通交付税で4億118万5,000円を追加。次に、第12款国庫支出金では国庫負担金で1,698万7,000円を追加。次に、第13款県支出金では、県補助金で715万円を追加。次に、第16款繰入金では、老人保健特別会計繰入金で9,575万2,000円を追加。減債基金繰入金で1億1,400万円を減額。次に、第17款繰越金では、前年度繰越金で1億7,449万9,000円を追加。次に、第19款市債では、毛野国白石丘陵公園整備事業債外1件で1,640万円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 39ページの歳入の関係からお聞きいたします。

まず、第8款の地方交付税、第1項地方交付税なのですが、第1目の補正が4億118万5,000円ということで、12%増額しております。この地方交付税が12%増額ということなのですが、増額になったということは問題ないという見方もありますが、このように大幅に予算計上が違うということになると危惧いたしますので、ちょっとお尋ねいたしますが、毎年、自治省の財政課長内かんで交付税の計上の仕方というのが示されておると思います。それによって予算が編成されるので、そういった中でそのように大きな差が出ないと考えておりますが、特別交付税になれば特別の財政事情があったなどの理由によって差が生じることもございますが、普通交付税でありますので、当初予算対比で12%という大きな差が出た理由は何なのか、お聞きいたします。

その下の国庫支出金の第12款の関係なのですが、第4目の教育費の国庫負担金の関係でお聞きいたします。補正額が498万7,000円で、1,493万5,000円ということで、58ページの工事費が増額して、当初が5,167万1,000円で、570万4,000円の補正ということで、5,737万5,000円ということで工事費がなっていると思います。この教育費は国が2分の1ということなので、5,737万5,000円を半分に割りますと2,868万7,000円になるわけですが、1,493万5,000円ということは25%、4分の1しかありませんが、これがなぜ2分の1ないのか、その点をお聞きいたします。

それと、その下の第12款の国庫支出金の補助金の関係なのですが、第3目、第5目の

両方なのですが、国庫補助金というのは事前のヒアリングがありますので、補助金の増減はほとんどないと思われませんが、なぜこのように補正になったのか、その点をお聞きいたします。

それと41ページ、第13款の県支出金の関係です。第3目の選挙費委託金で3,000円というのですが、これは県の支出金の委託金だから第2号法定受託事務だと思っておりますが、これは本来ならば県がやるべき仕事なのですが、市に委託されているということで、この3,000円をいただいて1万円の費用がかかったのではおかしいということになりますので、この3,000円で足りるほどの事務なのか、お聞きいたします。

それと44ページの歳出の関係なのですが、第2款第1項の総務管理費の中の第1目の一般管理費の関係で、県の助役会の研修負担金15万円というのが入っています。当初予算は市長会・収入役会の負担金でしたが、9月補正で助役会というのが出てきたのですが、これは何をもっての組織なのか。助役をもつての組織というのはわかるのですが、助役の何がどのような事業をしている組織なのか、明らかにしていただきたいと思っています。

それと、その下の人事管理費の住宅借り上げ料なのですが、これは東京事務所の借り上げ料だと思うのですが、44万4,000円ということで、下期の負担だと思っております。東京事務所に職員を派遣することによって、どれだけのメリットがあるのか、お聞きいたします。

以上、よろしくお願いたします。

議長（松本啓太郎君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） まず、39ページの地方交付税についてお答えをいたします。補正の理由といたしましては、平成15年度の普通交付税につきましては、7月25日に総務省の決定によりまして配分額が決定されました。そして藤岡市の平成15年度の普通交付税は、補正額を計上したとおり、総額で29億5,118万5,000円で、前年と比較いたしますと2.3%の減、6,886万円の減となったものでございます。今回の補正につきましては、決定額と補正額との誤差、全額を計上いたしました。

なお、決定額の説明といたしましては、平成15年度の国の普通交付税の算定では、不足分の補填を、国の特別会計借入金を廃止し、臨時財政対策債の発行により振りかえることで、総額を前年度対比7.5%減と削減をいたしました。このため、当市の基準財政需要額は前年度対比で7.1%の減となりました。一方、基準財政収入額では景気低迷や固定資産の評価替えで法人市民税、個人市民税、固定資産税の市税を中心に減額幅が前年度対比8.8%の減と、基準財政需要額以上となったことから、交付決定額は市税の減収等

の影響により前年度対比2.3%減、6,886万円の減で、交付税総額の前年対比7.5%に比較し、減額幅が少なかったものでございます。

次に、44ページの11市の助役会の研修でございますけれども、ここに計上いたしましたのは、当初予算に未計上につき、今回、補正増で15万円を計上したものでございます。なお、この研修旅行につきましては11月11日から13日、岡山県に出張いたします。また、この会議につきましては群馬県市長会できりまとめをしておりますので、11市の関係でございます。また、この助役会の研修の目的といたしますと、助役の研修を積むことによりまして、助役の研さんを深めていくものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 総務部長。

（総務部長 齋藤稔一君登壇）

総務部長（齋藤稔一君） 2点ほどお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

最初に、歳入の関係の在外選挙県委託金関係ですけれども、手元に資料がありませんが、私の記憶で申し上げさせていただきますと、藤岡市に在住していた方が外国へ行かれます。その際に、そこに住んでいる大使館員を経由して要請がありますと、諸条件はありますけれども、投票ができることになっております。そのための県の委託金ということで、実質的には特に大きな支出が伴わないということで、この程度の金額で処理されているということであります。

それから、2点目の人事管理経費の中の使用料及び賃借料、住宅借り上げ料、これは議員がおっしゃるように群馬県東京事務所に4月から職員を1名配置しております。そのための下期の住宅借用料等であります。特にその中でご質問をいただきました県の東京事務所にそうした職員を派遣した際に、藤岡市にとってのメリットというようなお尋ねだったと思いますが、地方分権時代が今まさにいろいろ進んでおりますが、やはり中央集権国家として、東京あるいは霞ヶ関というところが自治体の中では中枢のセクションであります。そうしたときに、東京へ市の方からも群馬県の職員と一体になって情報収集したり、そういう動きが早く入手できるということが一つあると思います。しかしながら、私の感覚としては、そうした身近な話より、若い職員を中央に配置して、国会等のいろいろな議員との秘書との絡みとか、あるいは各省庁の担当者との顔つなぎということで、一つは個人の、これから職員としてやっていくときの大きな財産になるかなということで、長い目で見て派遣をしておりますので、その観点からご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 39ページの国庫支出金、第3目の土木費国庫補助金の150万円の補正額でございますけれども、補正前が事業費ベースで3,000万円掛ける2分の1の補助率でございます。それで1,500万円、補正後3,000万円掛ける0.55イコール1,650万円、この差し引きが150万円で補正となるわけでございます。この事業は緊急地方道路整備事業ということで国庫補助採択をされております。この中にAとBという2つの種類がありまして、当初計画ではAということで0.5、2分の1ということでございます。ヒヤリングの結果、Bということになりまして、100分の55という補助率に変更になっております。これは緊急度の高さによってAとBに分けられているわけでございますけれども、そのときによって多少違うときがあるのですけれども、言い方はちょっと悪いかもしれないですが、県の配分の都合というものもあるかと思えます。そういう形の中で、今回は高い方の比率になりましたので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（松本啓太郎君） 教育部長。

（教育部長 金井秀樹君登壇）

教育部長（金井秀樹君） お答えいたします。

39ページの日野東小学校の増築の関係でございます。これはちょっとややこしいのですが、今まで既存の65平方メートルという施設がありまして、この施設については補助金で3分の1出しましょうということだったのですが、このほど統合に伴っての増築ということで、国庫の負担金の方で2分の1見ますから、補助金の3分の1は削ってくださいということです。したがって、58ページの工事費とは連動はしておりません。

以上です。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

清水保三君。

20番（清水保三君） 今回の補正の一番大きなものは、何といても歳入の交付税が4億100万円ほど入っておりますけれども、これが一番大きなものだと思うのです。私が聞くところによりますと、この交付税がなぜこんなに増えたのか、増えたのに怒るということではないのですけれども、そういうことで考えてみると、赤字地方債を発行した場合、それは交付税でその年ごとに交付するということが法律で決まっているのだという話を聞いたことがあるのですが、そういうことでの理解でいいかどうか、すみませんがお願いしたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） お答えいたします。

先ほど湯井議員にもお話ししたとおり、平成15年度の普通交付税につきましては、不足分の補填を、国は特別会計からの借入金を廃止いたしまして、臨時財政対策債の発行により振りかえるということでございますので、議員のおっしゃるとおりでございます。よろしくお願いたします。

議長（松本啓太郎君） 清水保三君。

20番（清水保三君） わかりました。多分そういうような話で私も理解していたのですが、そうなりますと地方債を必要な量を発行しても、後々というか、その年々に交付税で措置されるということになると、交付税が減った減ったという話は、どうもちょっと理解しづらい。その辺で地方債と交付税の交付金が、やや同じくらいになっていくのではないかという感じがするのですが、そういう意味でちょっと考えてみると、なぜこういうことを国はしたのだろうかというふうに、今、疑問でならないのです。というのは、合併に向けて、交付税が減ったから大変だぞ、あるいは交付税が減っていくから合併をしないとやっていけないのだというような印象づけを図ったのではないかというふうに、うがった話かもしれませんが、そんな感じがしているわけです。それはそれでいいです。

それから、ちょっと質問なのですが、52ページの農産体制強化促進整備事業で200万円余り補正されています。これの仕事はどんなことをやっているのかも伺っておきます。

それからもう一つ、53ページなのですが、戸塚経営体育成基盤整備促進事業が900万円も減ってみたり、また次に300万円も増えてみたりしているのですが、この事業の内容等を説明してもらいたいと思います。

以上です。

議長（松本啓太郎君） 経済部長。

（経済部長 荻野廣男君登壇）

経済部長（荻野廣男君） お答えいたします。

農産体制強化促進整備事業補助金でございますが、これは米麦、ネギ、レタス等の生産に要しますコンテナ、あるいは肥料の散布器の購入に対する補助金でございます。省力機械を利用することによって、生産コストを下げ、また安定した確固たる生産基盤を築こうという県の補助事業でございます。県の補助金をいただきまして、その100%を補助金として交付しておるものでございます。

次に、戸塚経営体育成基盤整備促進事業でございますが、今年度、戸塚地区の土地改良に係る調査の委託をやるわけでございます。当初の計画では、土地改良に関する調査委託は、市営でございますので、直接、市が実施主体になると考えておりました。しかしながら、市営いわゆる団体営の場合は、調査実施主体は群馬県土地改良事業団体連合会が行

うことで、調査希望者であります市は、その連合会に負担金を支払うものであります。したがって、団体営の調査委託料を減額いたしまして、事業の負担金ということで予算を計上してあるものでございます。なお、この部分につきましては補助金が参りますので、実質的な市の負担額においては変更はございませんので、よろしくお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君）他に質疑はありませんか。

佐藤淳君。

8番（佐藤 淳君）補正について何点か質問をさせていただきます。

まず、44ページ、第2款第1項第3目、18節備品購入費の546万円、当初予算で37万8,000円だったのですけれども、本来の補正の趣旨といたしますか、当然、どうしても年度の途中で必要性が生じたから、やむを得ずやるのだということが大前提の中でやっていると思うのですけれども、37万8,000円に対して546万円、この辺を説明していただけますか。

それから、財産管理費の職員退職基金積立金の7,000万円、ここ何年か7,000万円ずつぐらいを積み立てているようではございますけれども、今現在、どのぐらいの基金があるのか。毎年7,000万円ぐらいの積み立てで対応していけるのか、この辺の見通しについても伺います。

それから、45ページの第2款第1項第9目、15節の蛇喰溪谷木さく設置工事については、当初ゼロですね。けさ聞きに行きましたところ、当初は県の事業で鮎川の右岸の整備をしたようですね。水辺と森の整備事業ということで県がやったらしいのですが、当然、この設計の中に木さくも入っていたということなのではございますけれども、事業主は県なのか。それと、散策道の管理者はだれになるのでしょうか。一般財源で900万円ほどの県の事業のやりかけといたしますか、本来ならば県が最後まで責任を持ってやるべき事業を、藤岡市の一般財源で、しかも補正で全部やるということに対して、執行部側はどういう見解を持っているのでしょうか。

それから、46ページ、収納徴収費の関係なのではございますけれども、23節の償還金利子及び割引料、当初予算で2,000万円組んだのですね。予算特別委員会のときに、この2,000万円の根拠はというふうに私は質問をした経緯があるのですけれども、おおむねこの程度だろうという、明確な根拠はないということだったので、それはそれで納得したのですけれども、ここへ来てまた1,000万円、この辺の内容についてお知らせください。

それから、50ページ、第4款第2項第2目の13節委託料の関係で、資源ごみ収集委託料134万円の増額なのではございますけれども、当初予算では79万1,000円、2倍近く補正で増えてくるのですけれども、この関係についてもどういう理由でこういう補正になったのか、説明をお願いいたします。

それから、53ページ、第6款第1項第7目の15節土地改良事業の関係です。揚水機場の改修工事で1,500万円。勝手にこっちが想像すると、故障したからやむを得ずやるのかなというふうには思っていますけれども、この辺についても説明をお願いいたします。

それから、56ページ、道路新設改良事業のところの15節工事請負費1,300万円ほど、これはどこをやるのか、お願いします。

それから、57ページの公園建設総務費、17節公有財産購入費の用地買収費、これも当初予算を見ますと計上されていませんけれども、どうしてもこの公園用地として買収しなければならない理由が発生したと思うのですが、788万2,000円の内容についてお願いいたします。

それから、58ページ、学校建設費、日野東小学校、先ほど来の教育部長の話ですと、国の補助と、この補正は連動しておりませんということだったのです。財源を見ますと一般財源のところでは576万5,000円ほど追加しているのですが、この中身、例えば設計変更があったのか、あるいは当初予算書を見ると太陽発電設備だとか、いろいろなものが載っているのですけれども、この辺の関係なのか、その辺の説明をお願いいたします。

それともう1点、61ページ、神流公民館空調設備改修工事の1,000万円、たしか去年、藤岡の公民館に4,000万円ほど計上して、次の議会に500万円ほどの補正をしてきましたよね。これを指摘させてもらったのですけれども、当然、設計事務所をお願いをして補正を組んで、工事を発注した後に500万円の補正というのはおかしいのではありませんか、わずか数カ月間に、発注してからまた500万円もの予算の差額が出て、また数ヶ月後に補正が500万円出てくるということはおかしいということも指摘したのですけれども、この神流公民館の空調設備工事の1,000万円の根拠。当然、これから設計に入って、どこをどういうふうに直すのだということになるのだと思うのですけれども、次にまた12月議会になったら、ちょっと問題があって、また300万円追加してくださいということはないのでしょうか。その辺のことについて少し明確に答弁していただけますか。

議長（松本啓太郎君） 暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩